

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和4年12月6日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 鈴木 絢子 君	2 番 長 沢 正 君
3 番 杉 本 憲也 君	4 番 中 島 弘道 君
5 番 佐 藤 龍彦 君	6 番 田久保 眞紀 君

○出席議員 5名

議 長 宮 崎 雅 薫 君	副議長 大 川 勝 弘 君
議 員 石 島 茂 雄 君	議 員 重 岡 秀 子 君
〃 篠 原 峰 子 君	

○説明のため出席した者 11名

健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部社会福祉課長	稲 葉 祐 人 君
同 高 齢 者 福 祉 課 長	齋 藤 修 君
同 子 育 て 支 援 課 長	石 井 弘 樹 君
同 健 康 推 進 課 長	大 川 貴 生 君
教 育 長	高 橋 雄 幸 君
教育委員会事務局教育部長	岸 弘 美 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	相 澤 和 夫 君
同 教 育 指 導 課 長	関 野 耕 一 君
同 幼 児 教 育 課 長	山 下 匡 弘 君
同 生 涯 学 習 課 長	杉 山 宏 生 君

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 士 一 成	係 長 鈴 木 綾 子
主 事 福 王 雅 士	

○会議に付した事件

- 1 市議第31号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 2 市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算(第7号)歳出所管部分

○会議の経過概要

○委員長（中島弘道君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（中島弘道君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第1、市議第31号 令和4年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書12ページの人件費に関してである。現状、この分野の業務量はかなり増えているような印象があるが、現在の担当職員数はどれぐらいか。また、事務量に対して職員数が少ないのではと懸念するが、当局はどのように認識しているのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）一般管理費の人件費は、担当職員の介護保険係9人、長寿支援係3人の計12人分である。現状の事務量は、後期高齢者の増加、8050問題等の増加で複合した要因を伴うケースへの対応が増加しているので、アウトソーシングが可能な戸籍調査業務等、専門職への委託等を検討することで業務量の整理を図りたい。令和6年度は3年に1回の制度改正が予定されており、介護サービス利用料の負担割合の変更等、業務負担の増加も見込まれるので、それに向けた人員増の必要性も課内で精査してまいりたい。

○3番（杉本憲也君）増大する業務量の中、効率化を図ることはありがたい話であるが、教育も含め、健康福祉分野は重要なので、必要なところに必要な人材を配置してほしい。

事項別明細書14ページ、総合事業高額医療合算介護予防サービス費負担金は思っていたよりも少ない印象がある。今年度を含め、最新の要支援や要介護の動向には、特徴や数の変動等はあるのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）保険給付費に係る要介護認定者数や給付費の動向であるが、全体的な状況として、例年、当初予算での過大な見込みを避け、上半期の状況を見つつ、補正予算の必要性を考えている。本年度の伸び率等を勘案すれば大きな補正は必要ないと判断した。

介護サービス等諸費は、介護保険事業計画にて推計した要介護認定者数より27人減で、計画値は下回っているが、要介護2から3の中程度の認定者は増加しており、コロナ禍による外出機会や交流機会の不足等の影響を受けやすい軽度者の状態悪化が進んだことが要因の一つと考える。こちらの動向は、介護給付費の医療系訪問看護や訪問リハビリ等の医療系の在宅サービス提供の増加にも表れている。要介護4、5の重度の認定者は推計を下回っており、団塊の

世代の重度化は見込みよりも進んでいないとは思いますが、コロナ禍の影響とともに、今後さらに重度が増える可能性は大きいので、予断を許さない状況である。それに伴い給付費の介護サービス等諸費も今年度最終予算を前年度比2.4%増で見込んでいるが、例年より増加は少ない。コロナの影響で通所サービスやショートステイ等の利用がやや少ない点があると思う。要支援を対象とする介護予防サービス等諸費も要支援認定者数の計画推計値より66人少なく、令和2年、3年度頃と比べ、介護予防事業を通年実施できていることが要因である。ただし、給付費が今年度最終見込みで7%以上増となっている。計画推計値より少ないのに増となったのは、コロナ禍での外出機会や交流機会不足の影響を特に受けやすい軽度者、既に認定を受けている者のサービス利用料自体が増加したものとする。

以上が介護保険給付費の動向である。

- 3番（杉本憲也君）丁寧な御答弁、感謝する。介護予防が肝となる中、今回増額もされているが、予算がないからサービスが受けられないようなことがないようにしてほしい。

もう1点、先ほどの答弁の中であった増加している要介護2から3を重度化させないところが踏ん張りどころかと思うが、本市として新たな支援の予定等、取組状況はどのようなものか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）現状、保健師等、医療専門職によるハイリスクの方に対する個別的支援を考えている。医療保険、介護保険の利用状況分析ソフトなどもあるので、そういった中で分析し、医療機関につながっていない、糖尿病等一定リスクが高い方への個別的な相談支援等、医療機関と連携しながらできる限りの重度化抑制を考えている。

- 3番（杉本憲也君）そのような取組は本当に大切であるが、どうしても人員が必要になるかと思うので、スタッフのケアをしていただき、合わせて人員確保をお願いしたい。

事項別明細書14ページ、1億4,000万円強積み立てられている保険給付支払準備基金積立金の積算根拠を伺いたい。基金の積立ての方針や今後の取崩しも含めた見通し等はいかがか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）保険給付支払準備基金積立金に今回積み立てるものは、決算により確定した前年度保険料剰余分や令和2年度の国県交付金の追加支給分、今年度返還する令和3年度分国県交付金の確保部分を除いた1億1,652万8,000円と、令和3年度分の40歳以上65歳未満の第2号被保険者の介護保険料に係る支払基金交付金額の確定に伴う精算分に当たる保険料相当分3,024万6,000円を積み立てるものである。こうして積み立てる額には定められた額や基準はないが、基金取崩しを判断する際、最も影響するのは介護特会の約9割を占める保険給付費となる。この保険給付費の前年からの伸び率の振れ幅がこれまでの経験則的に最大3%程度であることを考えれば、1年間の振れ幅3%の保険料相当額に当たる約6,000万円が推計以上に必要となる可能性がある。そのため、保険料を見直す単

位である3年分として、少なくともその3倍の2億円は安定的運営のために常に確保しておきたい。基金には、先ほど申し上げたとおり、3年ごとの保険料見直しの際、取り崩すことで、保険料の負担軽減を図る機能がある。このたびのような急激な物価高騰等、経済状況に対する調整分として、青天井とはいかないが、さらに多めに確保することが望ましい。

- 3番（杉本憲也君）方針は分かった。11月末時点の積立金10億円弱に、今回1億円プラスとなる。2億円は確保していかなければいけないとの答弁であるが、物価高騰の中、保険料を上げない選択のためには積立金が重要になってくると思う。近々での取崩しの予測、予定はあるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険事業は3年ごとの見直しとお答えしたとおり、保険料自体は、3年間、基本的には一緒であるが、給付費はだんだん上がるので、3年目に向かい、徐々に足りなくなる。基本的な考えとして、1年目はたまり、2年目はとんとん、3年目は取り崩すような動きとなる。今年度は既に保険料は上げない選択肢を取ったので、今年度も取崩しを行い、来年度もさらに取崩しを行うことで保険料の不足分を補うことになる。
- 3番（杉本憲也君）来年度も取り崩すようであるが、今回積み立てた金額以上の取崩しを見込んでいるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）今年度は積み立てた額以上には取り崩さず、結果、基金は増えると思うが、来年度は国県交付金の追加交付等にもよるが、恐らく基金は減少するのではないかと。来年度が3年目で一番給付費が増える年なので、基本的にはそのような動きとなると思う。
- 3番（杉本憲也君）これも肝になるかと思うので、適切な積立てと取崩しをお願いしたい。
- 5番（佐藤龍彦君）同じ保険給付支払準備基金積立事業について、9月議会時での基金総額10億円弱が、今回の積立てで十一、二億円程度になるかと思う。今年度は保険料を抑え、来年度も基金を取り崩し、激変緩和措置を取られると思うが、さらにその先を見越したある程度の積立ても今後必要になると思う。今回の積立額は妥当な見込額なのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）基金の積立額と今後の見込みにおける妥当性であるが、現状の給付費増加状況や、来年度計画改定を行い、令和6年度からの保険料を推計するところであるが、現状の基金積立額程度の取崩し財源を確保しておかなければ保険料の急激な上昇を招きかねないので、現状の基金積立額はある程度妥当かと思う。また、保険料を上昇させないため、できる限り積んでおく必要はあるが、保険料の負担を考えれば青天井で積むわけにはいかないので、ある程度妥当な積立額と考える。
- 委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第31号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）日程第2、市議第29号 令和4年度伊東市一般会計補正予算（第7号）歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第3款民生費のうち、第1項社会福祉費第6目国民年金事務費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は21ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書24ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の増額に関してお伺いするが、現在までの年代や世帯構成別、その他の傾向も含めた中での給付の状況、特徴等をお伺いしたい。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金であるが、新型コロナの影響が長期化する中で、生活を維持するために社会福祉協議会の特例資金を借りる制度があるが、それを限度額まで借り切った方で、さらに困窮している方を対象として支援金を給付するものである。支給状況であるが、10月末現在であるが、支給期間が最長で6か月になるので、令和3年度中に申請された方に対する支給が17件、令和4年度中に申請をされた方に対する支給が9件、合わせて26件、支給総額が581万円になる。

対象者の特徴であるが、年齢的な部分であるが、39歳までの比較的若い年齢層の方が6世帯で17%、40歳から64歳までの方が21世帯で60%、65歳以上、高齢者世帯の方が8世帯ということで、割と中高年の方が多い状況である。

世帯の状況になるが、単身世帯の方が15世帯で43%、2人世帯が11世帯で31%、3人以上の方が9世帯で26%と、3人以上の世帯の方が多い状況である。最近であるが、コロナの影響が若干収まりつつあるので、10月、11月については申請はない。

○3番（杉本憲也君）先ほどの御答弁の中で、40歳から64歳まで、いわゆる現役世代というところが60%ということで、この世代に特化して見ると、先ほど、世帯別にパーセンテージをお伺いしたが、この40から64歳の中での世帯別のパーセンテージというのは、やはり単身世帯の方が多い状況になるのか、このあたりについてはいかがか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）年齢と世帯の資料は、今、持ち合わせていないが、我々としては、やはり単身世帯が多いかと思うが、その中で家族がいらっしゃる方もいるので、単身世帯は全体で見ると43%と最初お話ししたがそれよりもちょっと下がってくるかと思う。

○**3番**（杉本憲也君）今回、この部分についてであるが、貸付金を借り切った方が使えるということであるが、むしろ私が心配しているのは、借りたお金を返すのにこの支援金が回っていないかというところが少し心配なのだが、貸付金の返済期間とか返済方法についてはどのような形になっているか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）貸付金は、ちょうど来年の1月から返済が開始される。償還の免除という制度もあり、令和3年度または令和4年度、住民税非課税等の方については償還免除となる。中には、それがなかなか分からなかった方もいらっしゃるかもしれないので、社会福祉協議会から、そういう制度があるということ連絡をして、申請漏れがないように事務処理はされている。

また、社会福祉課内の困窮者支援の窓口においても、そういう相談があった場合にはなるべく伝えるようにして対応している。

○**3番**（杉本憲也君）返済期間が後になるし、免除の規定もあるということで、こちらの支援金が返済に回るリスクは少ないということだと思うが、それでよろしいか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）支援金の使途については把握していない。また、どういうふうでないといけないということもないので確認は取れていないが、生活に困窮されている方が対象なので、いろいろな使い道があると思うが、やはり日常生活を送るため足りない部分に支援金を充てるという使い方をしていると思っている。

○**3番**（杉本憲也君）この点について、先ほどの周知をもう少ししっかりすると、返済免除の部分についてもそうであるが、自立支援、自分の生活のために使えるのだというところをしっかりと周知していただく必要があると思うので、引き続きお願いをしたいと思う。

ちなみに、貸付金を借り切った方がこれを申請できるということであるが、その前段階の貸付金の状況などが分かればお伺いしたい。手持ちがなければ結構である。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）貸付金は、今まで借りている方は、しっかりした数字ではないが、150件程度であるということで社会福祉協議会から報告を受けている。

○**3番**（杉本憲也君）150人の方が借りられてということで、この借り切った方が全部こちらにシフトしているわけではないということではどうか。貸付金だけ借りて、こちらは利用しないという方もいらっしゃるということか。

○**社会福祉課長**（稲葉祐人君）150件に対して支援金を利用されている方の人数であるが、10月末現在で35件となっているので、我々とするとは半分もいないと考えている。

○**3番**（杉本憲也君）その点については状況が分かったので、困窮対策だと思うので、引き続きしっかりと支えていただきたい。

もう一つ、事項別明細書の24ページに変電設備の改修工事が2件あるが、計画的な改修の一環なのか、たまたま寿命が重なってこのタイミングになったのか、今回、計上に至る経緯というのはどういうものなのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）このたびの補正予算に計上した変電設備改修工事については、事項別明細書にもあるが、養護老人ホーム、介護老人保健施設みはらしのものであるが、こちらは例年行っている電気工作物の点検において、直近の点検で早期に交換を薦められており、このまま継続的に使用した場合は感電や火災の発生、それから、施設への電源供給に支障が生じるだけでなく、近隣の市民病院や有料老人ホーム、それから、小学校なども含め突発的な停電が発生する可能性が考えられる。そのことから、新年度予算での対応を検討していたところであるが、劣化した設備が万一機能を停止したときの影響が大きいことと、それから、新型コロナウイルスの影響などで部品調達の遅延なども踏まえて、財政の担当課と相談して、今回、財源の見通しも立ったことから、新年度予算を待たずに速やかな更新工事に入るため、このたびの補正予算に計上したものである。

こういった施設の改修や修繕については、みはらしについては定例で行っている指定管理者との管理運営協議会の中で施設の状況や修繕の必要性を協議していて、また、養護老人ホームについても指定管理者から施設の状況を伺いながら、例えば、本年度は集会室の屋上修繕を行うなど長寿命化を図っているところで、今後も緊急性の高いものには随時対応しつつ、計画的に改修や修繕を進めて長寿命化を図ってまいりたいと考えているところである。

○**3番**（杉本憲也君）点検で発覚したということであるが、こちらの変電施設はともに同じような時期に入ったものになるのか。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）養護老人ホームのほうは古いものになるが、点検で施設の老朽化についてはこれまでも指摘されていたところであるが、そろそろ補完をしたほうが良いということで今回の対応になったものである。

○**1番**（鈴木絢子君）28ページをお願いする。市立保育園管理運営事業の修繕費で保育園の防犯カメラの老朽化について、防犯カメラを替えるという話であったが、こちらはどちらの保育園で、また、こういった防犯カメラの耐用年数というのはどのくらいなのか。

○**幼児教育課長**（山下匡弘君）設置する園については、富士見保育園に2台、玖須美保育園で2台、広野保育園が1台になり、耐用年数については、資料を持っていないが、一般的な家電の耐用年数でいくと5年から10年ということになるかと思うので、防犯カメラもそのくらいになるかと思う。

○5番（佐藤龍彦君）事項別明細書、24ページ、先ほど杉本委員から生活困窮者自立支援事業で、議場では期間延長ということで、利用者が増えての期間延長なのか、それとも実質、コロナの関係で生活が困窮していることがまだ続くということでの期間延長なのか、その辺だけお願いします。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）期間延長の理由になるが、コロナ禍の影響が長引いてきたということと、国のほうの制度も伸びたので、コロナの感染状況によって延長になって、現在のところ、12月末まで期間が伸びたので利用者も増えたということである。

○5番（佐藤龍彦君）それから、同じページの障害者自立支援事業ということで、扶助費の増額補正ということになるが、これもまたコロナの影響を受けてであるのかということと、その下の障害者医療費助成の、これも増額補正であるが、これは例年、大体この時期に補正するという形でやっているのか、その辺をお願いします。

○社会福祉課長（稲葉祐人君）初めの障害者自立支援事業の給付費の増額理由であるが、当初予算においては前年の利用実績に基づいて予算計上しており、それに比較して利用が増えたということが1つ、もう一つは、障害福祉事業所の職員の方に処遇改善という制度が国のほうで行われたので、併せて、計上額の増となっている。内訳とすると、利用が増えた分が大体4,000万円で、処遇改善の分が1,500万円ほどとなっている。

それと、重度障がい者の医療費助成の増額要因であるが、この制度自体が重度の障がいのある方の医療費の助成をしているものであるが、受診が前年度の数より増えたということである。令和4年度上半期は全体で1万7,179件となっていて、対前年度で4.5%増の受診件数の増となっている。そのための助成費の増である。

○委員長（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち、第6目後期高齢者医療費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は29ページからである。発言を許す。

○3番（杉本憲也君）事項別明細書の30ページ、不妊・不育治療費助成金の増額分に関して伺う。伊東市が保険適用よりも広い範囲で助成を行っているという事業で、これまでの実績、年齢層も分かれば、そのあたりも含めて伺いたい。

○子育て支援課長（石井弘樹君）不妊治療については、昨年度の時点で、今年の4月から保険適用になる中で、私たちもその内容について注視して協議をしていたが、中身を見た段階では、それぞれ対象外の人にも一定数いるだろうということで、今年度から助成額を増額して対応しているところである。

これまでの実績については、令和4年度は10月末現在、申請件数が61件、実質の人数が33件、助成額は582万3,219円で、実質人数の年齢別内訳については、20代が3人、30代が23人、40代が7人となっている。ちなみに、前年度、令和3年度の実績は、申請件数が88人、実人数が48人、助成額が705万6,030円、年齢別内訳については、20代が2人、30代が36人、40代が10人となっている。

○3番(杉本憲也君) 保険適用は、一定の年齢でこれ以上の方は駄目ですよということで、本人にとっては精神的にも大分ダメージを与えられたという声を伺っている。伊東市では、40代の方が7人利用されているということで大変ありがたい制度だが、今後も伊東市としては年齢制限等を設けることなく、助成金を受けられる方を幅広く拡充していくようなお考えか。

○子育て支援課長(石井弘樹君) 今回の保険適用については、保険制度では女性の年齢が43歳未満となっているが、伊東市ではこのような年齢制限は設けていない。

その他の制限で言うと、回数制限もある。年齢が40歳未満だと通算6回までしか適用できないものとなっているが、そのような制限も伊東市では設けていない。少子化対策という一面もあると思うが、子供を望む方の希望をかなえるため、さらには、安心して治療に臨めるよう、このような制度を継続してまいりたい。

○3番(杉本憲也君) 大変素晴らしい制度なので、続けていただきたい。一方で、周知という面がすごく大切になってくるが、周知の拡大も含めて、周知方法について伺いたい。

○子育て支援課長(石井弘樹君) 周知については、今もホームページ、広報いとう、報道機関に情報を流して、一部、新聞紙面等に掲載されたが、そのような形でPRをしている。県内では、4月1日からこのような上限額を引き上げるという自治体は多分なかったと思う。

始めた中で、実際、ホームページを見て、県内の自治体からも、どのようにしたのかという問合せがあったので、伊東市の子育て支援の一つの大きな施策として、さらにPRをしていきたい。

○3番(杉本憲也君) 先進事例としてお願いしたい。移住・定住もやはり子育て支援策の中で、産みやすい環境をつくっていくということで、この施策は非常に重要だが、移住・定住施策の部署との連携状況はどうなっているのか。

○子育て支援課長(石井弘樹君) 今年度、移住・定住部門の担当部署と協議し、年間に数回、首都圏のほうに出向いて相談会とかPRを行う中で、私どももぜひ参加したいと打診をしていたが、今年については、夏頃、コロナがちょうどはやっていた時期で参加できなかったが、急遽チラシを作り、配架していただいたり、配布したりというところでPRをしている。今後も、ぜひ私ども子育て支援担当課として参加してまいりたい。

○3番(杉本憲也君) 限られた人員だと思うが、直接出向いて、多くの方の声を聞くのは大切な

ことなので、お願いしたい。

32ページの新型コロナウイルスワクチンの予約コールセンター運營業務委託料の部分で、現在、予約コールセンターの回線数の状況、混み具合などはどうなっているか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）現在のコールセンターの状況だが、オミクロン株対応ワクチン接種が行われており、予約コールセンターでは回線数を5回線確保している。今回、3か月短縮になり接種対象者が増えることになったので、案内としては、75歳以上の方に市のコールセンターを案内して、74歳以下の方には、今回、委託をしたコールセンターに連絡をするような形で案内をしている。やはり市内の電話のほうが高齢者の方が連絡しやすいところもあるので、市内の電話番号である市のコールセンターを案内して、74歳以下の方には委託をしたコールセンターを案内して、年齢で分けて対応する形になった。

なるべくその年齢で分けていただいて、間違えてかけてきても、どちらでも予約はできることも併せて案内しており、現時点では電話がつながりにくいとの声は伺っていないので、十分スムーズに予約をしていただいている。

- 3番**（杉本憲也君）コールセンターを2つに分けた中での対応ということで、ちなみに、市のコールセンターは何回線ぐらいあるのか。

- 健康推進課長**（大川貴生君）市のコールセンターは、6人のオペレーターを配置して対応している。回線としては、6回線が同時に受けられるような対応となっている。

- 委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長**（中島弘道君）質疑なしと認める。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は51ページからである。発言を許す。

- 5番**（佐藤龍彦君）事項別明細書52ページ、教育指導費で、議場の説明で聞き漏らしてしまったので、伺いたい。通級指導教室を新たに開設するという説明があったと思うが、詳しくお願いする。

- 教育指導課長**（関野耕一君）通級指導教室については、令和5年度から南中学校に発達通級を増設する。今、1学級あるので、1学級増設の形となる。また、3校統合に伴い、西小学校の発達通級を大池小学校に1学級、持っていくので、そちらで新設ということで考えている。

需用費、消耗品費については、その際に、教室内の備品や教員の机等を買うための費用となっている。

- 5番**（佐藤龍彦君）来年度、南中学校で増設というのは、生徒数が増加したことで増設になるのか。一般質問した関係もあるので申し訳ないが、南中学校に通学をすることで、他の学区か

らの生徒が増えていることの認識でいいのか。

- 教育指導課長**（関野耕一君）対象生徒については、増加をしているため、1人の教員で全員の指導ができないということで、必然的に増級となる。

今回、サテライトとあって、南中学校に籍はあるが、ほかの中学校で希望して、いろいろな条件を整えば、そちらでも指導ができるようなことを考えているので、そうしたところで伊東市全体としても通級のことが周知されてきていることもあり、人数的に増加している。

- 5番**（佐藤龍彦君）54ページ、東小学校設備改修工事請負費は、来年度から3校統合もあつての工事だと思うが、どういった工事になるのか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）この2,000万円については、統合後の伊東小学校に設置されるエアコンの費用となる。9月議会においても計上したが、西小学校から16基移設をする。クラス数が増えるため、それでも足りないので、新たに3基を追加する。

室外機についても、西小学校から持ってくるものと、また新たに予算で追加するものと、あと、基本ガス式で行うので、配管がかなり必要になってくる。配管が必要な箇所に室内機からそれを延ばすので、それらの費用も含めて、今回、計上している。

- 5番**（佐藤龍彦君）58ページ、生涯学習推進費で生涯学習センター管理運営事業の光熱水費、ほかにも施設の光熱水費は価格高騰も含めて補正をされるが、指定管理費で運営できない部分に対しての補正なのかと、ふだんは光熱水費の何%ぐらいが指定管理費の内訳になっているのか、分かる範囲でお願いしたい。

- 生涯学習課長**（杉山宏生君）ここの生涯学習推進費の光熱水費は、直営で運営している生涯学習センター中央会館とひぐらし会館の光熱水費の増額になっている。その他の指定管理で行っている生涯学習センター3施設とコミュニティセンターの4施設については、今回の予算では計上していない。試算はしているが、指定管理者と話をしながら、3月補正で対応するかどうか検討している最中である。

- 3番**（杉本憲也君）事項別明細書52ページ、放課後児童健全育成事業委託料が減額になっている。分かったら、各学童ごとの増減の内訳をお伺いしたい。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）減額補正等の内訳であるが、支援単位が変更になり、伊東市全体で11単位であったところが10単位になっている。その内訳としては、南小学校が当初2単位で見込んでいたところ、1単位になったことによる減になる。

- 3番**（杉本憲也君）単位が減ったということは、利用者数が少なくなったという意味でよいか。

- 幼児教育課長**（山下匡弘君）委員おっしゃるとおり、見込んでいた人数よりも少ない人数になったことにより、現状の予算で済むことが可能になったので減とした。

- 3 番（杉本憲也君）具体的に見込んだ人数と現在の人数が分かればお伺いしたい。
- 幼児教育課長（山下匡弘君）数字を持ち合わせていないので、後でご案内する。
- 3 番（杉本憲也君）54 ページ、56 ページも含めて、議場での説明で私の聞き間違いであったら申し訳ないが、消耗品費の説明は、複写機の入替えの延期が要因でとあったかと思うが、その経緯、理由、今回、延期になったのでリスケジュールされているかと思うが、そういった入替えのスケジュールはどうなっているか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）お答えする。

まず、今回、小・中学校の機械器具借上料を減額させていただいた。それと消耗品費は連動するので、先にそちらの説明をさせていただきたい。小・中学校の電子複写機、コピー機の賃貸借契約は、令和3年度末で長期継続契約が満了となった。そこで、学校現場でいろいろと要望等があり、カラーコピーの需用が今高まっているという中で、令和3年度から使っていたものは今までモノクロの印刷しかできないということで、そのモノクロのみの単価契約で行っていたものを変更して、令和4年度から印刷枚数に上限を設けた、カラーコピーも可能な月額定額制電子複写機の導入を予定していた。この定額制の導入に当たり、現状の電子複写機の印刷枚数より多い上限の印刷枚数の設定が必要だったので、金額が今までのものより少し上がる。プリンターはコピー機と併せて学校に導入されているので、プリンターの使用頻度を下げただいて、今回導入を予定していたものに使っていただければ、枚数も定額であるので十分できるということで、消耗品として購入していたものを、プリンターの使用量を減らすことにより消耗品費の支出を削減したということになる。

そういった運用をする予定であったが、半導体の不足等により、今回、令和4年度から新しく導入するものが導入できなかったということで、今年度はリースを延長した。今、学校現場は、昨年までと同じような形で使っている。その分、当初予定していた機械借上料を減額し、予算上、消耗品費を減額しているので、それを今回戻し、機械器具借上料の減額、消耗品費を増額した形になっている。今年度はこれでやらせていただく中で、来年度は本年度から導入しようとしたものを基本に考えていく。やはり定額制で学校で使っているものがかなりカバーできるのと、カラーコピーも同じ金額の中でできてしまうので、今後、令和4年度以降は新しいものでやっていければと考えている。

- 3 番（杉本憲也君）入れる予定であった機種が入れられなかったとのことで、リース期限を延ばしたということであるが、令和4年度末までリース期限を1年間延ばしたということでのいいのか。令和5年度にまたカラーコピーを入れていく感じになると、半導体不足で納期が遅れているという中では、債務負担も含めた対応の検討が必要になるかと思うが、そのあたりの手はずはどうなっているか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）当初、導入予定であった会社からは、ある程度確保できるという見込みを伺っているのですが、これは予算の絡みもあると思うが、新年度予算として計上できるようなことがあれば、4月当初には入れる形を取っていききたいというのと、このリースの延長は今年度末までとなっている。
- 3番**（杉本憲也君）分かった。現場が混乱しないようにだけ、密に連携を取っていただきたい。もう1点、58ページ、先ほども質疑があったが、生涯学習センターの光熱水費、今回、補正予算書を見ると、生涯学習センター分だけしか上がってなくて、同じく生涯学習課が管理しているコミュニティセンター部分については一切計上されていない。大丈夫かと心配であるが、この点についてはいかがか。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）先ほども佐藤委員にお答えさせていただいたが、試算する中で、各指定管理者からは、このような金額でという話はいただいているが、対応する場合でも3月補正で間に合うと考えている。
- 3番**（杉本憲也君）生涯学習センターの指定管理者の積算の基準とコミセンの各運営者の積算の基準が若干見込みが違うのか。そういった、共通の積算の基準みたいなものはそれぞれについてあったりするのか。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）これはあくまでも利用実績で出しているのですが、電気代が主なところであると思う。LED化がかなり進んでいる施設と、あるいは水銀灯を持っている施設があるので、それは施設ごとによって金額に差が出るのかなと思っている。
- 3番**（杉本憲也君）コミセンについてはLED化が全て完了していて、生涯学習センターの中には一部、まだLED化が完了していない施設があるという認識でよいのか。
- 生涯学習課長**（杉山宏生君）ほとんどの施設がLED化は進んでおり、コミュニティセンターはあるが、例えば今回の生涯学習センターの場合、ひぐらし会館はホールを持っており、ホールに対する電力量のかけ方が少し大きいので、補正も大きい金額をさせていただいている。
- 3番**（杉本憲也君）最後、60ページ、賄材料費ということで、給食費の3学期分が免除になり、これは大変ありがたいことであるが、保護者の中には誤解されている方も結構いらっしゃって、給食費免除によって使用する食材の安全性が下がってしまうのではないかと、メニューが質素になってしまうのではないかとという声を実際に私もお伺いしている。
- 改めて給食費の免除により、食の安全性や品質に影響があるのかないのか。その点について市の見解をお伺いしたい。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）保護者の方から、そういうご意見があるのは認識している。しかし、現在、伊東市が行っている学校給食については、給食費を免除したからといって、食の安全や品質に影響は全くないと考えている。現在、2学期分の給

食費の免除を実施しているが、2学期以前の水準を保っている。食材の価格は高騰しているが、物価高騰分は市議会の6月定例会補正予算で議決をいただいている。品質を落とすことなく、多くが国内産、静岡県産、また地元産の食材購入を行っている。そのため、食の安全も確保していると考えている。

○3番（杉本憲也君）食の安全については、ぜひさらに周知をしていただきたい。

最後にすると言って、1点聞き漏らして申し訳ない。アレルギー対応不可などの理由で、現在給食を食べたくても食べられない、お弁当を持参せざるを得ない児童・生徒が一定数いるかと思うが、現状、把握されている範囲で結構であるので、それは何人ぐらいいるのか。

また、当該児童・生徒への支援策を検討したり、実施したりということがあるのか。その点についてお伺いしたい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）現在、安全のためにお弁当持参となっている児童・生徒は合計8人いる。この中には、アレルギー対応としてお弁当を持参する児童・生徒、また宗教上の理由、家庭の方針の方もいる。当該児童・生徒への支援策については、併せて給食を食べてない不登校の児童・生徒もいるので、現状、何を基準に支援をすべきか、ちょっと判断が難しいことから検討はしていない。

○3番（杉本憲也君）この点は非常に難しい判断になるかと思うが、同じように物価高騰の影響は受けているので極力サポートしていただきたい。

○6番（田久保眞紀君）引き続き賄材料費のことについてお尋ねする。議場でも説明があったかと思うが、今回の賄材料費の財源と事業目的についてお聞かせ願いたい。

下に燃料費が分かれているが、これは財源が違うということで分けて計上されているのか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（相澤和夫君）今回の財源になるが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して2学期と3学期に実施する。事業目的については、やはりコロナ禍における、物価高騰に直面する子育て世帯への経済対策が今回の目的となっている。

次、学校給食センター運営事業の需用費については、今、学校給食センターで給食を作るのにプロパンガスを使用しているので、そのプロパンガスが値上がりしているところの燃料費の金額を今回計上させていただくのと併せて、光熱水費についても電気代等がかかるので、この高騰分となる。

もう一つ、修繕料については、今、学校給食センターで野菜のくずとか、いろいろなものが出てくる。それを粉碎する機械が2基あるが、1基が壊れているので、それを稼働させるために修繕費として計上している。

○6番（田久保眞紀君）そうすると、燃料費と光熱水費、いわゆる水道代は、地方創生臨時交付

金から入れたものではないという判断で大丈夫か。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）燃料費、光熱水費、物価高騰分については、地方創生臨時交付金を活用するような形になる。
- 6番**（田久保眞紀君）そうすると、今回、3学期分という形で地方創生臨時交付金が入っているのかと思うが、今後も物価高騰は続くという見込みもある中で、これは3学期分だけの予算という判断でよろしいか、また続くようだったら別途検討していくような形でお考えか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）今回の補正予算については、あくまでも3学期分という形で予算計上させていただいている。また、今後については、今回の一般質問でも市長答弁があったように、給食費の免除、無償化などで同じようにこのような国の交付金等があったら、市長のほうは、一つの考えとして熟慮しながら、どのようにするか決めていきたいということで答弁させていただいたと思うので、国のほうからこういうものがあれば、活用は考えられると思う。
- 6番**（田久保眞紀君）そうすると、今回、給食費の無償化も入っているということで、無償化になった人数は分かるか。それと、既に就学援助で最初から免除になっている世帯もあると思うが、その人数も分かれば教えていただきたい。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）給食センター以外の免除の人数が、小学校で934人、中学校で426人、それに学校給食センターでの給食人数が、小学校で1,355人、中学校で919人になっている。就学援助については、現在、約500人が対象になっている。
- 6番**（田久保眞紀君）今回の賄材料費と給食費の無償化については、子育て世代への物価高騰に対する経済対策ということでよろしいと思うが、そうすると、経済対策の施策としては、既に免除になっている500名の方々のところには、給食費は既に無償化になっているから行き届かない形になる。その世帯には支援が入らないことになるが、それについては、市のほうではどのようにお考えか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）給食費だけで言うと、今、委員がおっしゃったような形になると思うが、実際就学援助については、例えば入学準備費とか、学校への学年費とか、修学旅行のお金とか、いろいろな形で援助をしている。また、給食については、地産地消という形で、給食の月額分以外で地元のものを使うということは市が負担しているので、今回のものを含めて、プラスの援助が出ているという考えである。
- 教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）田久保委員の指摘のところについては、あくまでも教育委員会としては給食費の部分になるので、就学援助費の世帯の方の主な要件として非課税世帯というところが条件になっている。一度は月額給食費をお支払いいただいて、学期ごと

にまたそのお金を還付するような制度になっているので、一概に免除されているということではなくて、一度は負担いただいている。さらに、就学援助を利用されている世帯の方の条件が非課税世帯ということなので、市全体の生活困窮への助成の中で、こういった方々は給付金等のプッシュ型の支援ということもあったので、そういったところで網羅されていると考えている。

○ **6番**（田久保眞紀君）今回、重要な点は、物価高騰する前から免除になっている方がいらっしゃるということである。今回は物価高騰に対する支援であって、子育て施策として給食費の無償化はまた別の議論になってくると私は思っているし、賄材料費を入れていただいているのも非常にいい政策だと思っているが、子育て世代に対する経済対策ということになると、従前から免除になっていた世帯はずっと免除になっているから、新たに支援を受けるところは、例として3,000円免除するとなれば、家計費が3,000円浮く。払わなくていいお金は財布の中でキャッシュフローしてくる。それは、広義の意味では3,000円の現金をいただいたのと同様になる。そういった部分では、今回、経済的に一番困窮している非課税世帯の方々のところに支援が入らないということに対しては、どのような検討をされたのか。

○ **教育委員会事務局教育部長**（岸 弘美君）市全体の給付の話になると思うので、学校側としては、当初から学校経営のために必要な保護者負担の分をお返しすることはできるが、それ以上の現金給付などを学校教育の中でするということは制度上できないような形になっている。改めて、そういったところについては、広義の意味で子育て支援をするということであるならば、市全体の中での検討を要すると考えている。

○ **1番**（鈴木絢子君）54ページ、先ほど佐藤委員が聞いていた東小学校設備改修工事請負費、エアコンの費用について、西小から16基、新たに3基追加というお話だったが、特別教室等にも入るのか。

○ **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（相澤和夫君）1つ訂正をさせていただきたい。不足分については、今の段階では3基ではなく2基という形になる。室外機を3基新たに購入するということになるので、そこは訂正をお願いします。

今、委員から質疑があった特別教室については、今回の補正予算等では、現在計画がない。過年度において設置した特別教室は、図書室が2基ついている。ほかのところには今回の補正予算の中で導入はしない。

○ **1番**（鈴木絢子君）特別教室は理科室、家庭科室、音楽室等がある中で、近年の気候変動ですごく暑く、授業がしにくい状況もあるので、東小だけでなく、ほかの学校の特別教室の設置も今後考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ **委員長**（中島弘道君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○6番（田久保眞紀君）今回の補正に対しては、基本的には賛成の立場ではあるが、一言討論で意見をつけさせていただく。

先ほども質疑の中で言ったが、今回、学校給食費の無償化について、地方創生臨時交付金を使って、いわゆる子育て世帯に対して物価高騰への経済的支援をするという目的になっているので、賄材料費とか燃料費に入れることに対しては、全ての子育て世代の方々に支援が行き渡るため非常に賛成である。これからも物価高騰は続くので、これをどうやって続けていただけるのか考えていただければと思うのが1点である。

しかし、残念ながら、給食費を無償化するとなると、先ほど私は市からのお考えを聞いたかったのが、以前からもう既に免除になっている家庭には、今回、無償化の恩恵が行かないので、これは支援が入らないこととイコールになる。結局、今まで払っていた給食費を払わない、いわゆる財布の中にキャッシュフローする、3,000円なら3,000円の費用が浮くということは、広義の意味では現金の給付をいただいたことと同意になる。その場合に何が問題かという、今回、支援を受けられないのが非課税世帯であるということ、いわゆる困窮世帯であるということは非常に問題なのではないかと考える。中高所得者にだけ物価高騰の支援が入って、低所得者層に入らないというのは片手落ちなのではないかと思う。逆を言えば、なぜ給食費の無償化を選んだのか。給食費を無償化すればこのような事態が発生するのは仕方がないことだし、先ほど教育部長がお話しになったように、後から現金給付が難しいことも分かっている。子育て支援としての無償化については、また別の議論であると思っているし、賛成、反対はないが、物価高騰による経済支援という形であれば、賄材料費については、そこはクリアできているが、給食費の無償化というメニューを今後も選ぶということであれば、このあたりをどのようにすればいいか、しっかり考えていただきたい。

○委員長（中島弘道君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島弘道君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第29号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（中島弘道君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（中島弘道君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（中島弘道君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和4年12月6日（火）午前11時19分（会議時間1時間19分）

以上の記録を認める。

令和4年12月6日

委員長 中 島 弘 道